

平成24年度からの継続分
調査対象とならなかった事例（全文）

～ 目 次 ～

- (1) 私道の側溝整備……………2
- (2) 調査結果について1……………3
- (3) 市政に関する多岐にわたる苦情……………4

※ 個人情報の観点から、一部の文言や図などは公表しておりません。

(1) 私道の側溝整備

【苦情申立ての趣旨】

大雨が降った際には、自宅前の道路は冠水し、自宅の玄関内に雨水が浸水してしまうこともある。浸水してしまう原因としては、私有地内の側溝が機能していないことが考えられる。そこで、自宅前の私道に側溝を整備し、市道にある側溝に接続させることによって、うまく排水できるようにしてほしい。

【オンブズマンの判断】

苦情申立てによれば、申立人の住んでおられる付近では雨水の排水が悪く道路が冠水するため、申立人は、ご自宅周辺の私道に側溝を整備して市道の側溝に接続してほしいと要望しておられます。長い間、ご自宅周辺には側溝が整備されないまま現在に至っていること、この間、申立人が道路の冠水に悩まされながら、排水のために個人的な努力を重ねてこられたこと、ご自宅周辺の私道の冠水を防ぐためには、早急に側溝の整備が必要であることは、よくわかります。申立人が示しておられる 4 つの側溝の整備可能性は、いずれも、市道の側溝に接続することなしにはこの地区の側溝の整備ができないことを示していますが、その説明は、申立人が考えておられる側溝整備の技術的な可能性を示唆するものにとどまっています。

申し立てられた苦情の内容から判断する限り、市の業務や市職員の対応に納得できないという苦情申立ての要件が充たされていないと考えざるを得ません。それゆえに、現時点では、オンブズマン条例第 6 条にいう管轄（調査対象にする苦情の範囲）外と判断させていただきます。

なお、ご参考までに、若干の補足意見を添えさせていただきます。

一般的に申しますと、私道に側溝を整備するためには、ふたつの方法が考えられます。申立人の自宅前は 4m 道路に拡張するための努力が重ねられてきていますので、ひとつの可能性は、市道認定を申請して、市道における側溝の整備を求めることです。ただ、市道と認定されるためには、私道が 4m 以上の道路幅であること、市道認定を申請する私道の出入り口における隅切りが必要なこと、道路の所有者による道路部分の市への無償提供などが必要ですので、申請までに充たさなければならぬ要件の整備に相当の時間がかかるのが常です。

もうひとつの可能性は、私道整備補助金を活用して私道に側溝を整備することです。市道認定を求める場合ほどに厳しい要件ではありませんが、私道の敷地の所有者の承諾を得ること、関係住民による同意を得ると同時に、関係住民が側溝整備費用の 25% を自己負担することが必要です。

市道認定のための厳しい要件を充たすには相当の時間がかかることを考えますと、申立人のご自宅周辺の側溝整備を速やかに進めるためには、私道整備補助金を活用するのが現

実的であると思います。申立人が要望しておられるのも、私道整備補助金による側溝の整備ではないかと推測されます。したがって、申立人は、これから、周辺地区の関係住民の方々のご相談されながら、この補助金の申請のために必要な手続きを進めていかれるものと思います。「熊本市私道整備補助金交付規則」に補助金の交付対象、交付申請書の様式等が規定されていますので、ご参考までに、この規則を資料として添付いたします。

なお、私道整備補助金を申請された結果、市の業務や職員の対応に納得できない場合には、あらためてオンブズマン事務局に苦情を申し立てていただければ、その場合には、調査した上で、オンブズマンの判断をお示しすることができると思います。

最後に、側溝の整備の必要な道路沿いにお住まいの関係住民の方々のご協力を得て、私道整備補助金の申請手続きが円滑に進むように願っています。

(2) 調査結果について 1

【苦情申立ての趣旨】

平成24年度第〇号の苦情申立て（「我が家の防災マニュアル（保存版）」の虚偽記載など）について、「自身の利害を有しない」との理由で、平成25年2月〇日付けで「調査しない旨の通知書」が届いたが、同号の申立ては私自身に直接の利害があるため、納得ができない。虚偽公文書の訂正勧告・是正を市長に求めるべきである。

【オンブズマンの判断】

- 1 申立人の申立てのうち刑法156条虚偽公文書作成等、刑法158条虚偽公文書行使等に関する告発の件についてですが、その対象となっている「我が家の防災マニュアル（保存版、全57頁）」の記載内容のことは、同防災マニュアルは一般的に全市民を対象に行っております公報活動ですので、申立人に対して特定して行った行為ではありません。そして、熊本市オンブズマン条例15条2号は、「苦情の申立てに係る事実について、当該申立てを行ったものが自身の利害を有しないとき」は調査対象外事項となっております。ここでいう自身の利害というのは、その人個人が独自に有する特定の利害関係を意味するものです。したがって、同防災マニュアルでの広報活動は、市民全体が一般的な対象になっておりますので、申立人が一般的な市民を離れて自分自身の独自の利害を有するものとは言えませんので、調査対象外となります。
- 2 申立人の申立てのうちダムの建設が税金の無駄使いであるとの件は、税金の使い方の問題になりますが、税金の使い方について、納税者である市民が、その使い方を統制する権利があると言えるか否かは大きな問題です。しかし、税金の徴収面と使途面とは法的に切断されておりますので、納税者は自己に対する直接の課税処分である徴収面の違法性を争うことができるものの、その税金の使途面のあり方については直接の関連性がないことから、地方自治法の定める住民監査請求（242条）、住民訴訟（242条の2）

を例外として、納税者は法的な権利を有しないと考えられます。したがって、税金の使い道については、申立人が自身の利害を有しないこととなりますので、調査対象外となります。

(3) 市政に関する多岐にわたる苦情

【オンブズマンの判断】

あなたが申し立てられた苦情申立ての趣旨については、平成25年3月〇日に受け付けましたが、熊本市オンブズマン条例15条(5)では、「前各号に掲げるもののほか、調査が相当でないと認められるとき」には当該申立てはオンブズマンの調査対象外とされております。

あなたが申し立てられた平成24年度第〇号の苦情申立ては、苦情申立ての趣旨の内容が不明確であるため、これまで数回にわたり苦情申立ての趣旨を特定するために連絡をとらせていただきました。

そのうち、6月上旬、8月下旬、10月下旬、11月上旬の4回については、こちらの方で申立ての趣旨の素案を簡潔に作成したうえで、その確認をお願いいたしましたが、納得も修正もしていただけませんでした。また、このまま申立ての趣旨が特定できない場合には調査を開始することができないことも、再三にわたってお伝えいたしました。

少しでも申立人の負担を軽減しながら調査を進める方法として、複数ある苦情申立ての内容の全てを一気に申し立てるのではなく、一つずつに分けて申し立てる方法も提案いたしましたが、それにも応じてもらえませんでした。

したがって、現時点においても、本件苦情申立ての趣旨を特定するには至っておりません。

このように、苦情申立ての趣旨が特定できない場合には、オンブズマンは調査をすることができませんので、本件申立ては、上記の「調査が相当でないと認められるとき」に該当し、オンブズマンの調査の対象外とせざるをえません。